

協議事項 自家用有償旅客運送の更新登録について

石狩市環境市民部

(案)

石 聴 生 第 号
平成 26 年 9 月 日

北海道運輸局 札幌運輸支局長 殿

名 称	石狩市役所
住 所	石狩市花川北6条1丁目30番地2
代表者の氏名	石狩市長 田 岡 克 介

自家用有償旅客運送更新登録申請書

このたび、自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新を行いたいのので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 名称、住所、代表者の氏名
石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市役所
石狩市長 田 岡 克 介
- 登録番号
北札市交第1号
- 自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送（交通空白輸送）

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

系統名			起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地及びキロ程	
路 線	①	発足スクールバス	起 点	石狩市厚田区厚田171番地先（厚田中学校）
			終 点	石狩市厚田区別狩337番地2先（藤本前）
			キ ロ 程	12.2
			主たる経過地	交流センター・厚田クニック
	②	浜益スクールバス 登校便（北）	起 点	石狩市浜益区幌91番地5先（幌）
			終 点	石狩市浜益区柏木1番地17先（浜益小学校）
			キ ロ 程	14.0
			主たる経過地	浜益支所・浜益中学校
	③	浜益スクールバス 下校便（北）	起 点	石狩市浜益区浜益2番地3先（浜益支所）
			終 点	石狩市浜益区浜益2番地3先（浜益支所）
			キ ロ 程	27.4
			主たる経過地	浜益中学校・浜益小学校・浜益支所・幌【循環】
	④	浜益スクールバス 登校便（東・南） ※4月～10月の期間運行	起 点	石狩市浜益区御料地554番地5先（滝の沢）
			終 点	石狩市浜益区浜益2番地3先（浜益支所）
			キ ロ 程	26.1
			主たる経過地	浜益小学校・浜益中学校
	⑤	浜益スクールバス 登校便（東・南） ※11月～3月の期間運行	起 点	石狩市浜益区御料地554番地5先（滝の沢）
			終 点	石狩市浜益区浜益2番地3先（浜益支所）
			キ ロ 程	21.7
			主たる経過地	浜益小学校・浜益中学校
	⑥	浜益スクールバス 下校便（東・南） ※4月～10月の期間運行	起 点	石狩市浜益区浜益2番地3先（浜益支所）
			終 点	石狩市浜益区浜益2番地3先（浜益支所）
			キ ロ 程	42.3
			主たる経過地	浜益中学校・浜益小学校・毘砂別・滝の沢【循環】

路 線	⑦	浜益スクールバス 下校便（東・南） ※11月～3月の期間運 行	起 点	石狩市浜益区浜益2番地3先（浜益支所）
			終 点	石狩市浜益区浜益2番地3先（浜益支所）
			キ ロ 程	37.9
			主たる経過地	浜益中学校・浜益小学校・毘砂別・滝の沢〔循環〕
	⑧	浜益スクールバス 浜益便（北）	起 点	石狩市浜益区雄冬1番地47先（雄冬）
			終 点	石狩市浜益区実田27番地5先（浜益温泉）
			キ ロ 程	29.8
			主たる経過地	浜益支所
	⑨	浜益スクールバス 浜益便（南）	起 点	石狩市浜益区濃屋21番地13先（濃屋）
			終 点	石狩市浜益区実田27番地5先（浜益温泉）
			キ ロ 程	32.3
			主たる経過地	浜益支所
	⑩	浜益スクールバス 浜益便（東）	起 点	石狩市浜益区御料地554番地5先（滝の沢）
			終 点	石狩市浜益区実田27番地5先（浜益温泉）
			キ ロ 程	22.5
			主たる経過地	浜益支所
	⑪	浜益乗合自動車	起 点	石狩市浜益区雄冬1番地47先（雄冬）
			終 点	滝川市栄町4丁目9番1号先（滝川T）
			キ ロ 程	79.2
			主たる経過地	柏木・新十津川町幌加

(2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

	運 送 の 区 域

5. 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
	厚田支所 浜益支所	石狩市厚田区厚田45番地5 石狩市浜益区浜益2番地3

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 （軽）
		バ ス	普通自 動 車	小 計	寝台車 （軽）	車いす車 （軽）	兼用車 （軽）	回転シー ト車 （軽）	セダン 等 （軽）	小 計 （軽）	
	厚田支所 浜益支所	1台 2台	1台	1台 3台		()	()	()	()	()	1台 3台

軽自動車については、（ ）内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

	交通空白輸送	市町村福祉輸送
	当該市町村に在住する住民、その他当該市町村に日常 の用務を有する者及び新十津川町幌加地区住民	

(案)

様式第3号

平成26年9月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

地域公共交通会議において協議が整ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

記

1. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村

〔名称〕 石狩市地域公共交通会議

〔対象市町村〕 石狩市

2. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日

平成26年9月 日

3. 合意の内容

(1) 運送主体

石狩市

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別

交通空白輸送

(3) 路線又は運送の区域

石狩市厚田区・石狩市浜益区・当別町・新十津川町・滝川市

(4) その他特記事項

平成26年9月 日

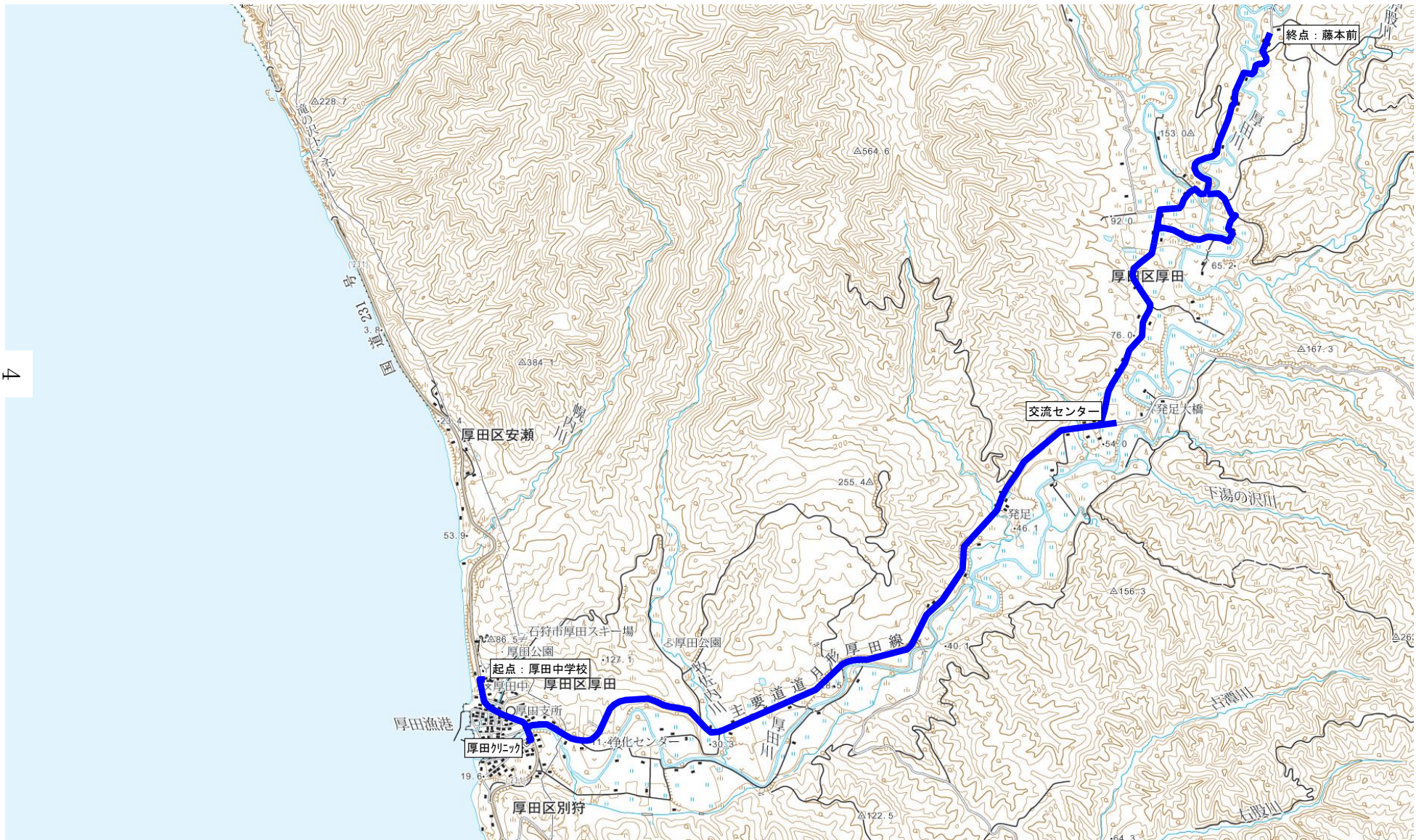
石狩市地域公共交通会議

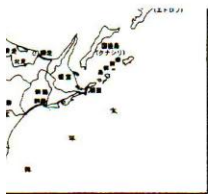
主催者 田 岡 克 介

⑨

発足スクールバス運行経路図

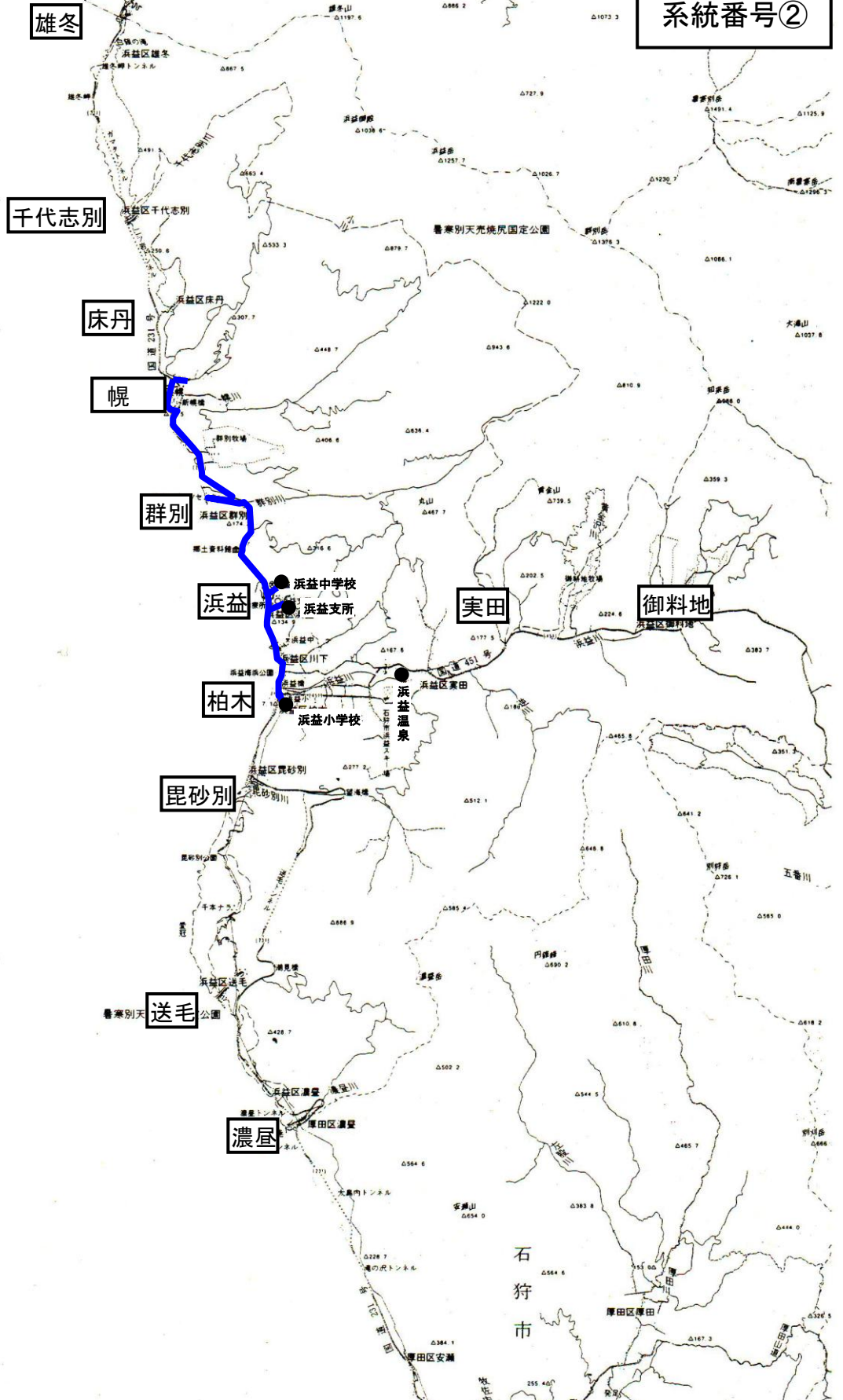
系統番号 ①





浜益スクールバス運行経路図

系統番号②





浜益スクールバス運行経路図

系統番号③

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

実田

御料地

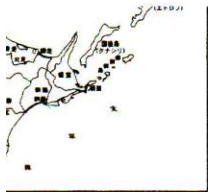
柏木

毘砂別

送毛

濃尻

石狩市



浜益スクールバス運行経路図

系統番号④

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

実田

御料地

柏木

毘砂別

送毛

濃尻

石狩市



浜益スクールバス運行経路図

系統番号⑤

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

実田

御料地

柏木

毘砂別

送毛

濃屋

石狩市



浜益スクールバス運行経路図

系統番号⑥

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

実田

御料地

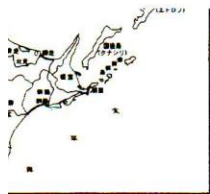
柏木

毘砂別

送毛

濃屋

石狩市



浜益スクールバス運行経路図

系統番号⑦

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

実田

御料地

柏木

毘砂別

送毛

濃屋

石狩市



浜益スクールバス運行経路図

系統番号⑧

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

実田

御料地

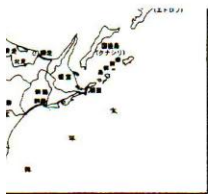
柏木

毘砂別

送毛

濃屋

石狩市



浜益スクールバス運行経路図

系統番号⑨

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

実田

御料地

柏木

毘砂別

送毛

濃尻

石狩市



浜益スクールバス運行経路図

系統番号⑩

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

実田

御料地

柏木

毘砂別

送毛

濃屋

石狩市

浜益乗合自動車運行経路図

系統番号⑪

起点：雄冬

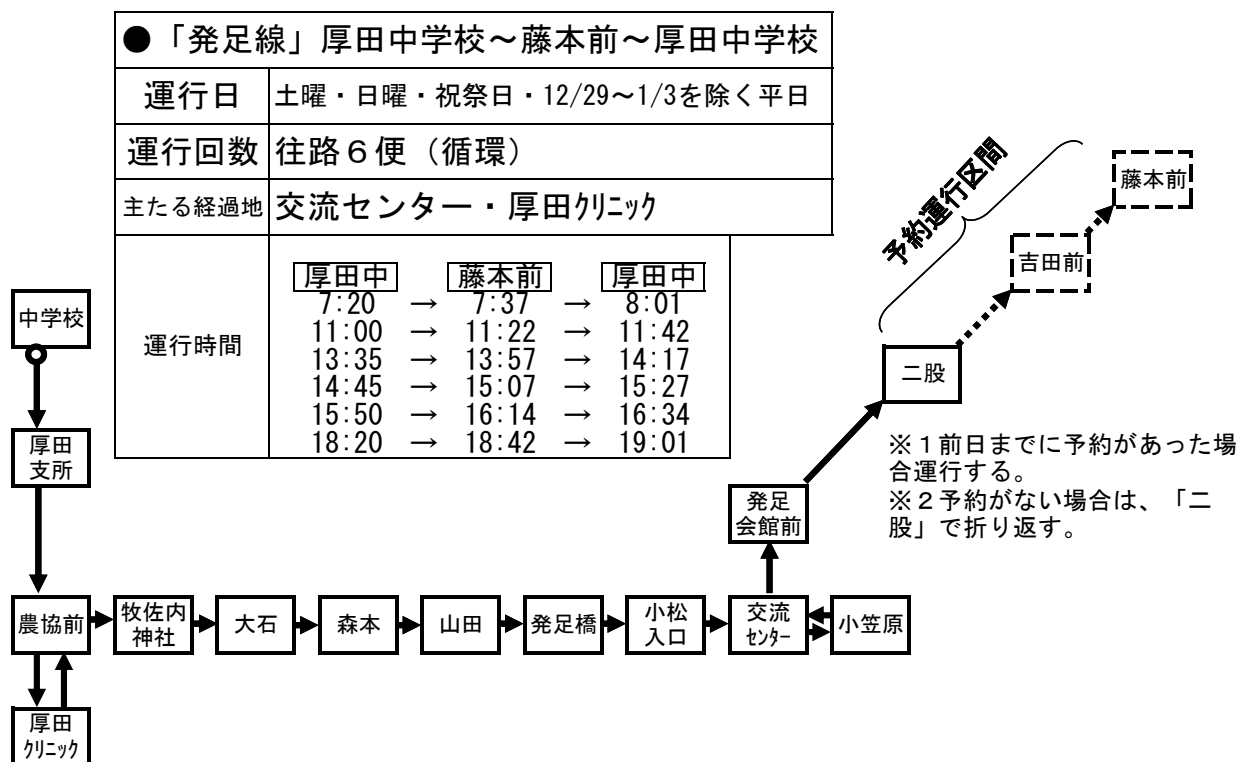
柏木

⑨

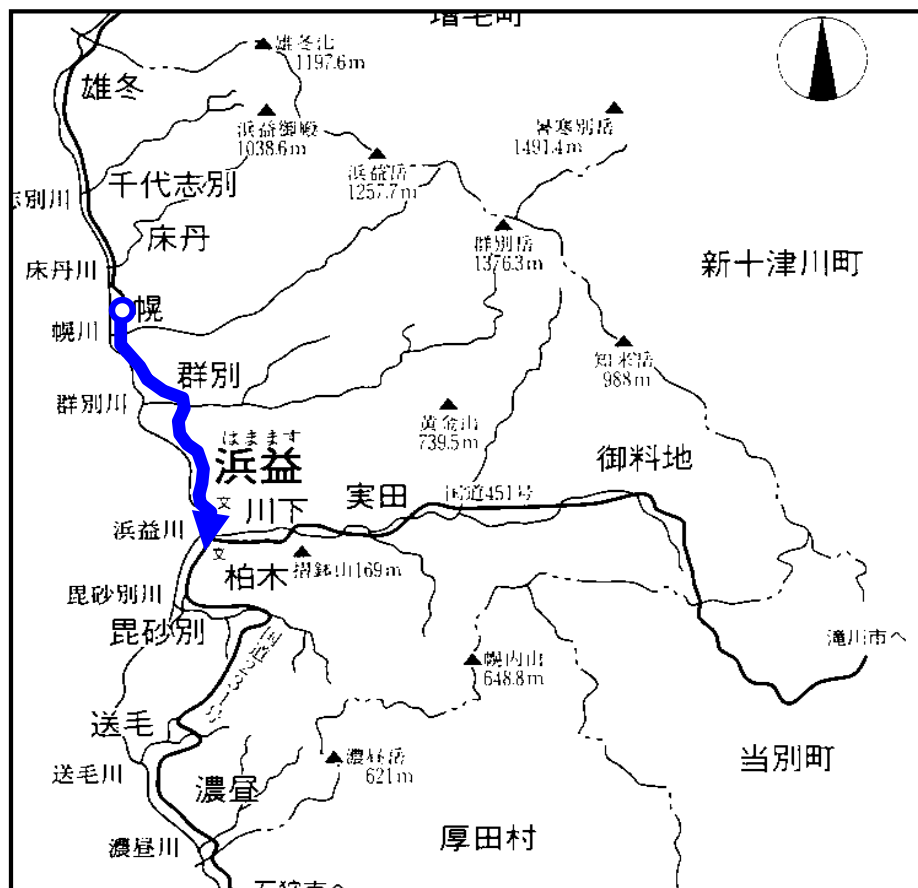
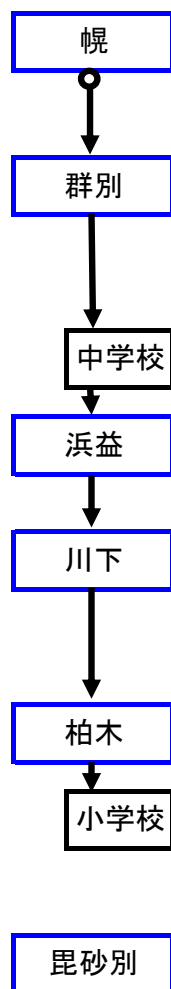
幌加

終点：滝川T

①系統調書（発足スクールバス）



②系統調書（浜益スクールバス：登校便（北））



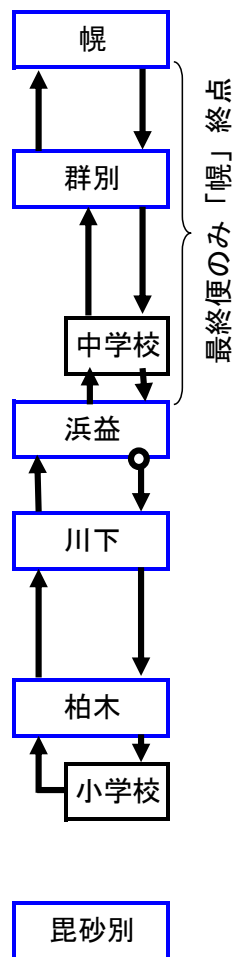
温泉

実田

滝の沢

●「登校便（北）」幌～浜益小学校	
運行日	土曜・日曜・祝祭日・12/29～1/3を除く平日
運行回数	往路1便
主たる経過地	浜益支所・浜益中学校
運行時間	7:35 幌 → 7:55 浜益中 → 8:00 浜益支所 → 8:05 浜益小

③系統調書（浜益スクールバス：下校便（北））



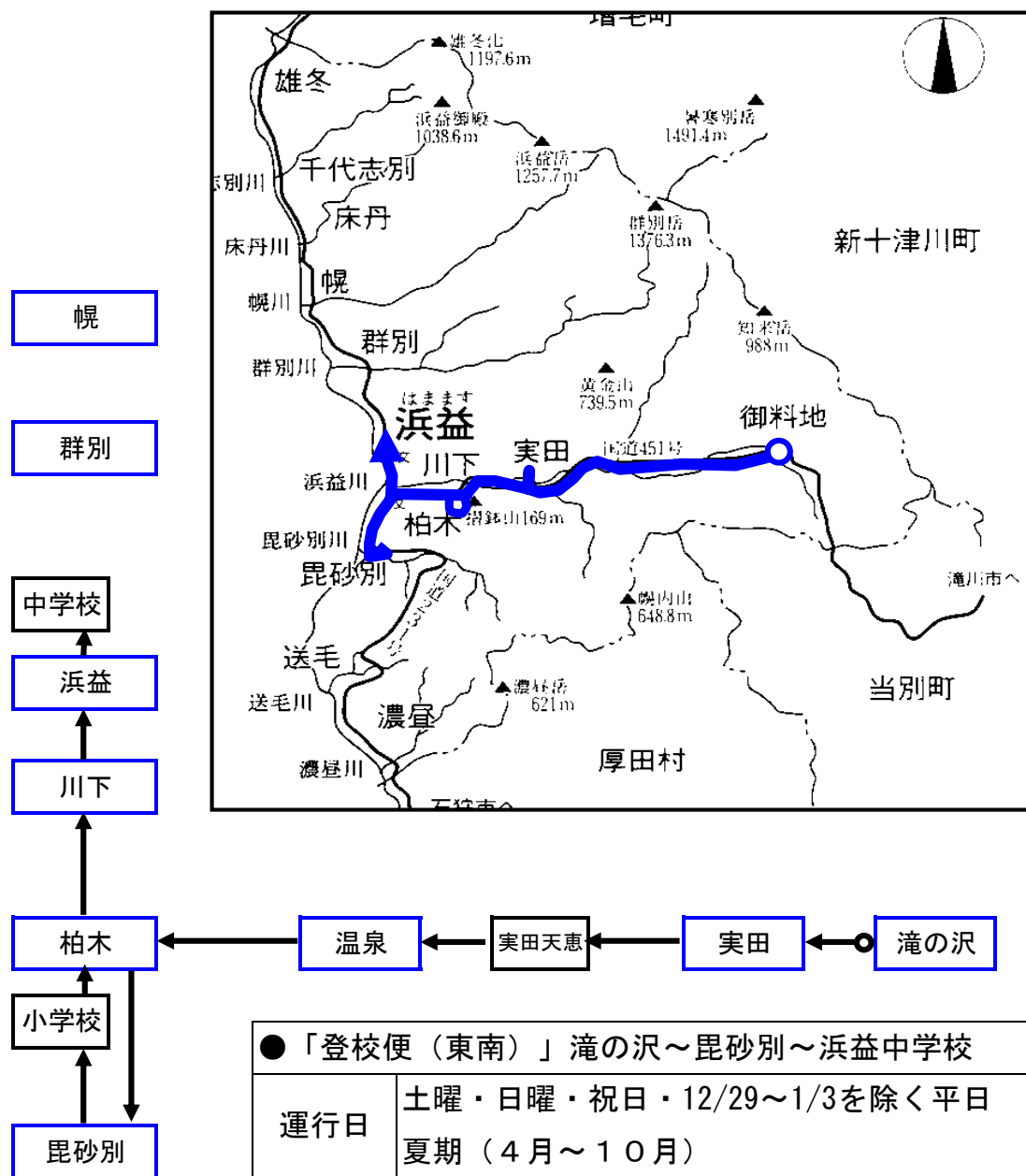
温泉

実田

滝の沢

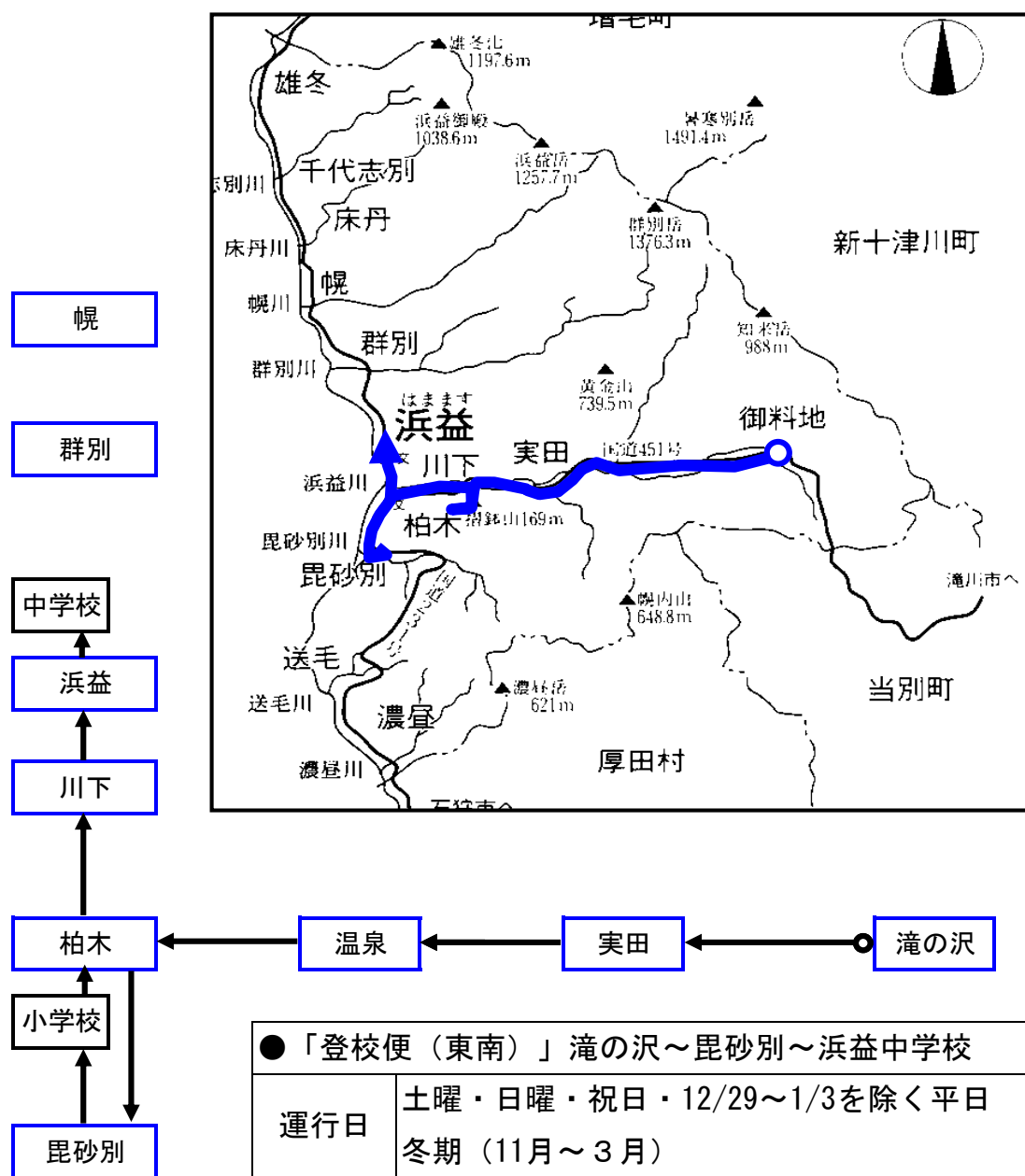
●「下校便（北）」浜益支所～浜益小学校～幌～浜益支所	
運行日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く平日
運行回数	往路4便（循環）
主たる経過地	浜益中学校・浜益小学校・浜益支所・幌
運行時間	13:18 → 13:26 → 14:00 → 14:19 浜益支所 浜益小 幌 浜益支所
	14:30 → 14:38 → 15:12 → 15:31 浜益支所 浜益小 幌 浜益支所
	15:51 → 15:59 → 16:33 → 16:52 浜益支所 浜益小 幌 浜益支所
	17:59 → 18:07 → 18:41 夏期）4月～9月 浜益支所 浜益小 幌 17:08 17:16 17:50 冬期）10月～3月

④系統調書（浜益スクールバス：登校便（東・南））



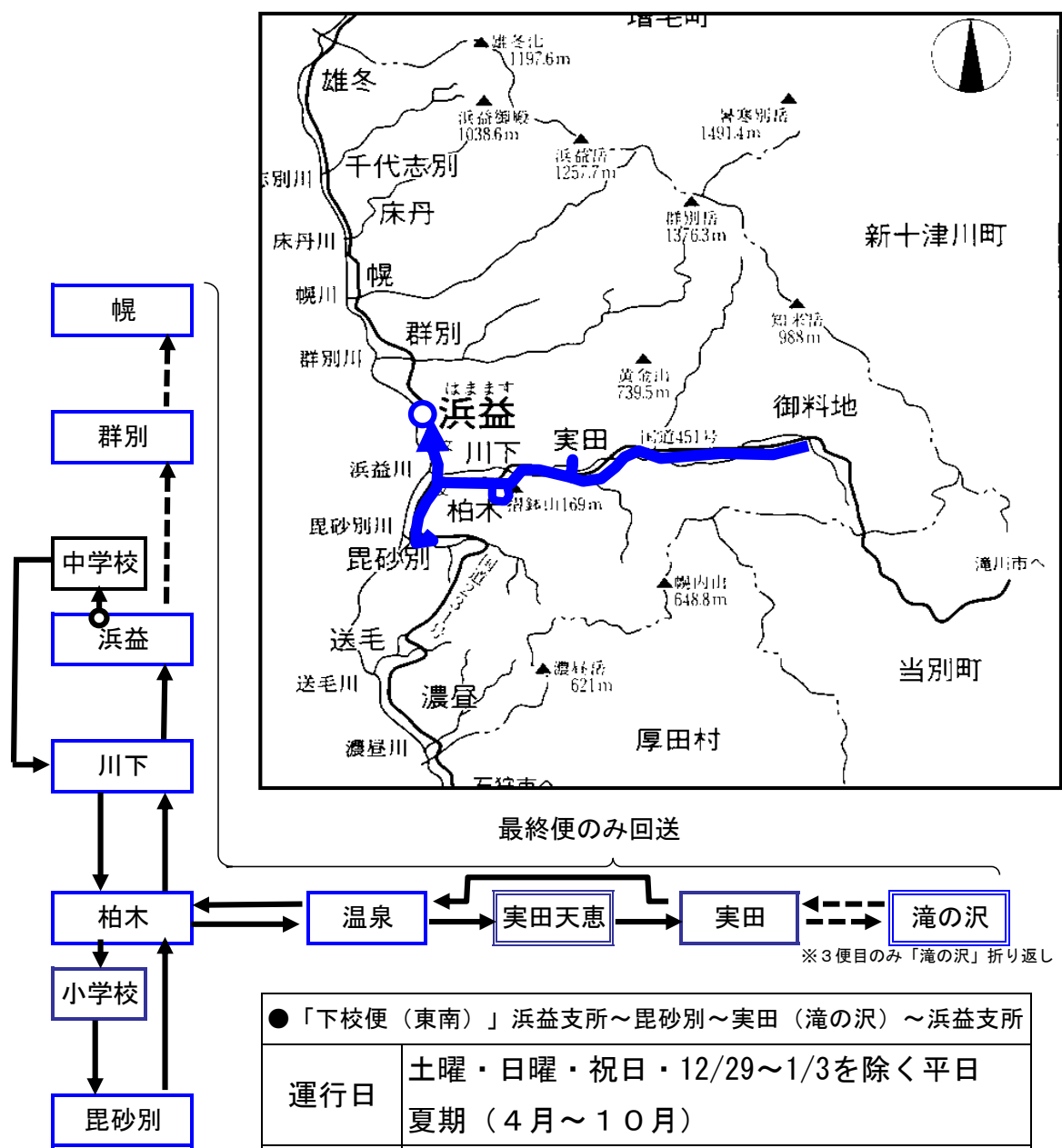
●「登校便（東南）」滝の沢～昆砂別～浜益中学校	
運行日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く平日 夏期（4月～10月）
運行回数	往路1便
主たる経過地	浜益小学校・浜益支所
運行時間	7:14 → 7:26 → 7:48 → 7:52 滝の沢 実田天恵 昆砂別 浜益小 8:05 ← 8:00 浜益中 浜益支所

⑤系統調書（浜益スクールバス：登校便（東・南））



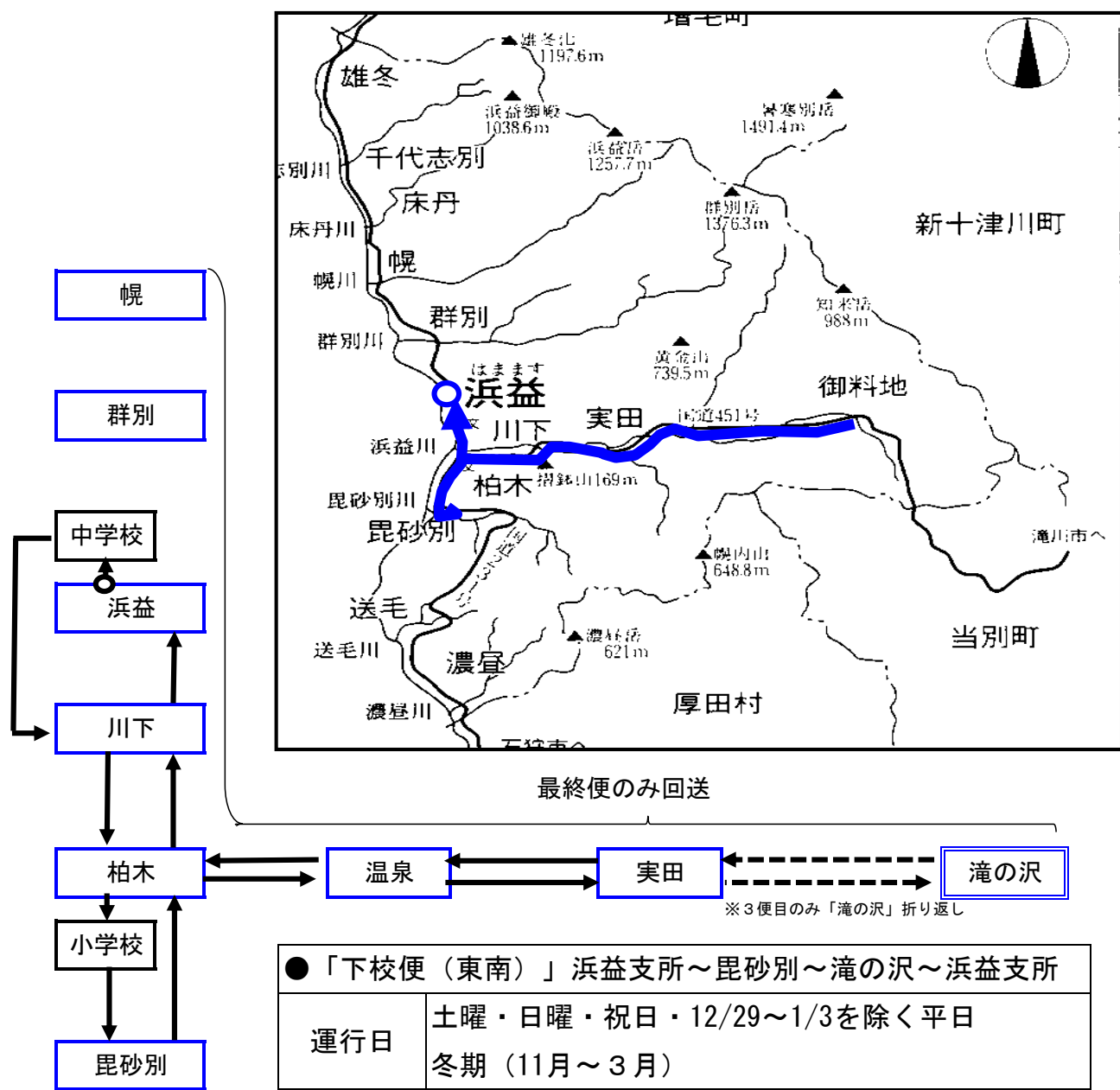
●「登校便（東南）」 滝の沢～毘砂別～浜益中学校	
運行日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く平日 冬期（11月～3月）
運行回数	往路1便
主たる経過地	浜益小学校・浜益支所
運行時間	7:23 滝の沢 → 7:48 毘砂別 → 7:52 浜益小 → 8:00 浜益支所 ↓ 8:05 浜益中

⑥系統調書（浜益スクールバス：下校便（東・南））



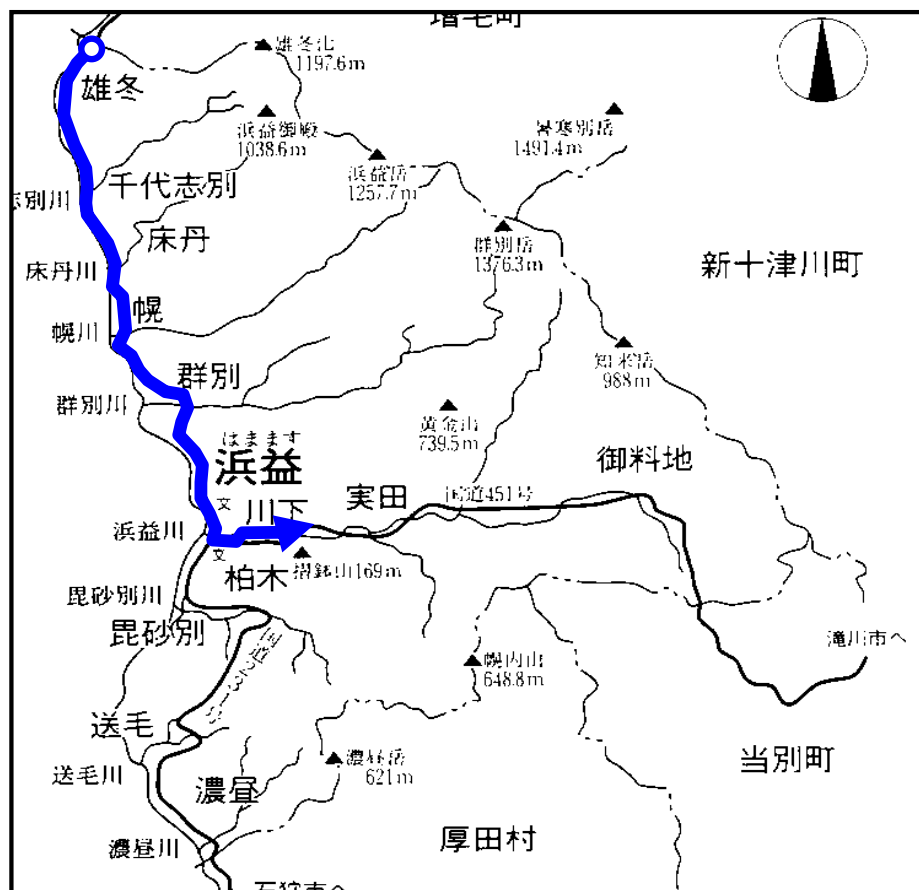
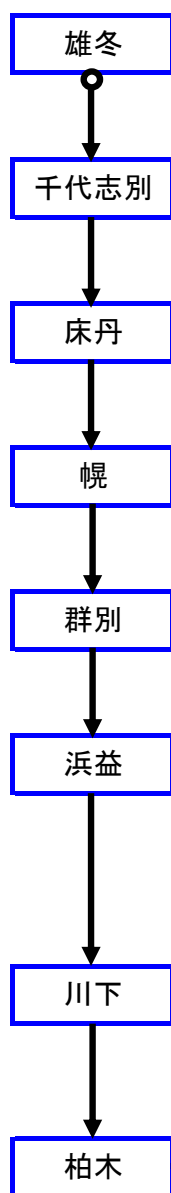
●「下校便（東南）」 浜益支所～毘砂別～実田（滝の沢）～浜益支所				
運行日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く平日 夏期（4月～10月）			
運行回数	往路4便（循環）			
主たる経過地	浜益中学校・浜益小学校・毘砂別・実田天恵・実田（滝の沢）			
運行時間	13:18 → 13:40 → 14:05 → 14:21 支所 毘砂別 実田 支所 14:35 → 14:57 → 15:22 → 15:38 支所 毘砂別 実田 支所 15:57 → 16:19 → 16:52 → 17:15 支所 毘砂別 滝の沢 支所 18:05 → 18:27 → 18:52 (4月～9月のみ) 支所 毘砂別 実田 17:25 → 17:47 → 18:12 (10月のみ)			

⑦系統調書（（浜益スクールバス：下校便（東・南）））



●「下校便（東南）」浜益支所～昆砂別～滝の沢～浜益支所	
運行日	土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く平日 冬期（11月～3月）
運行回数	往路4便（循環）
主たる経過地	浜益中学校・浜益小学校・昆砂別・実田（滝の沢）
運行時間	13:18 → 13:40 → 13:55 → 14:11 支所 昆砂別 実田 支所 14:35 → 14:57 → 15:12 → 15:28 支所 昆砂別 実田 支所 15:57 → 16:19 → 16:41 → 17:04 支所 昆砂別 滝の沢 支所 17:14 → 17:36 → 17:51 支所 昆砂別 実田

⑧系統調書（浜益スクールバス：浜益便（北））



●「浜益便（北）」雄冬～浜益支所～浜益温泉	
運行日	祝日・12/29～1/3を除く「月曜日・木曜日」
運行回数	往路1便、復路1便
主たる経過地	浜益支所
運行時間	8:40 → 8:48 → 9:25 → 9:37 雄冬 → 千代志別 → 浜益支所 → 浜益温泉 12:17 ← 12:09 ← 11:32 ← 11:20

⑨系統調書（浜益スクールバス：浜益便（南））

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

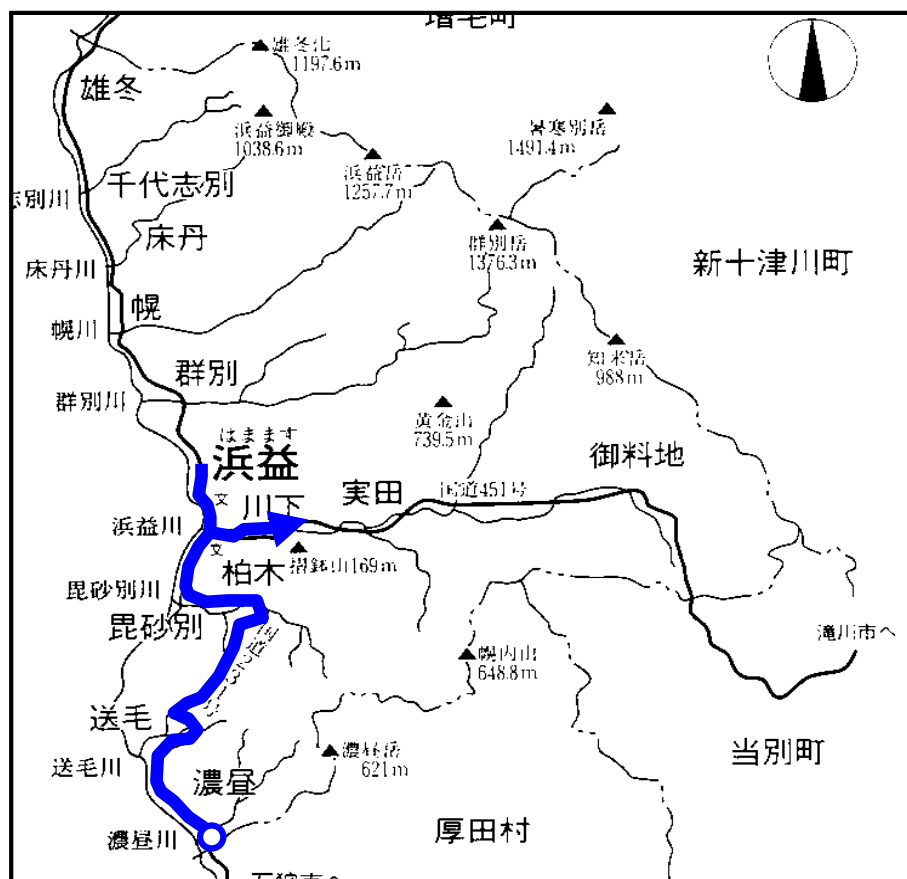
川下

柏木

毘砂別

送毛

濃屋



●「浜益便（南）」濃屋～浜益支所～浜益温泉				
運行日	祝日・12/29～1/3を除く「火曜日・金曜日」			
運行回数	往路1便、復路1便			
主たる経過地	浜益支所			
運行時間	8:46 濃屋 12:11	→ 9:01 送毛 11:56	→ 9:26 浜益支所 11:31	→ 9:37 浜益温泉 11:20

⑩系統調書（浜益スクールバス：浜益便（東））

雄冬

千代志別

床丹

幌

群別

浜益

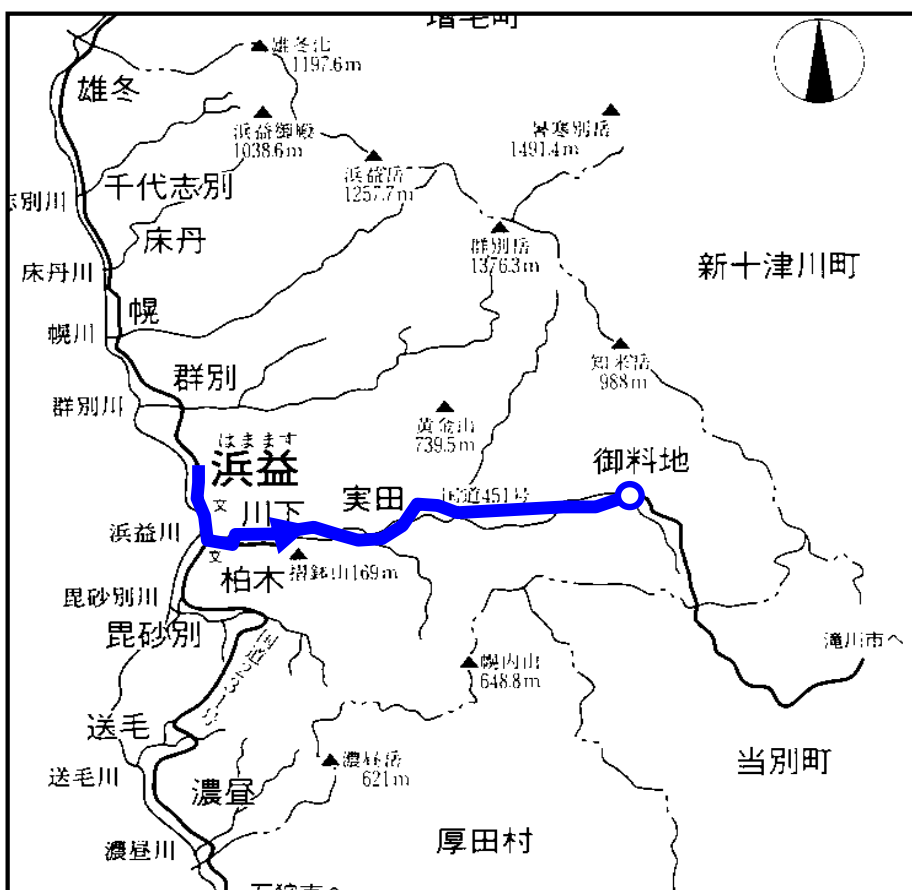
川下

柏木

毘砂別

送毛

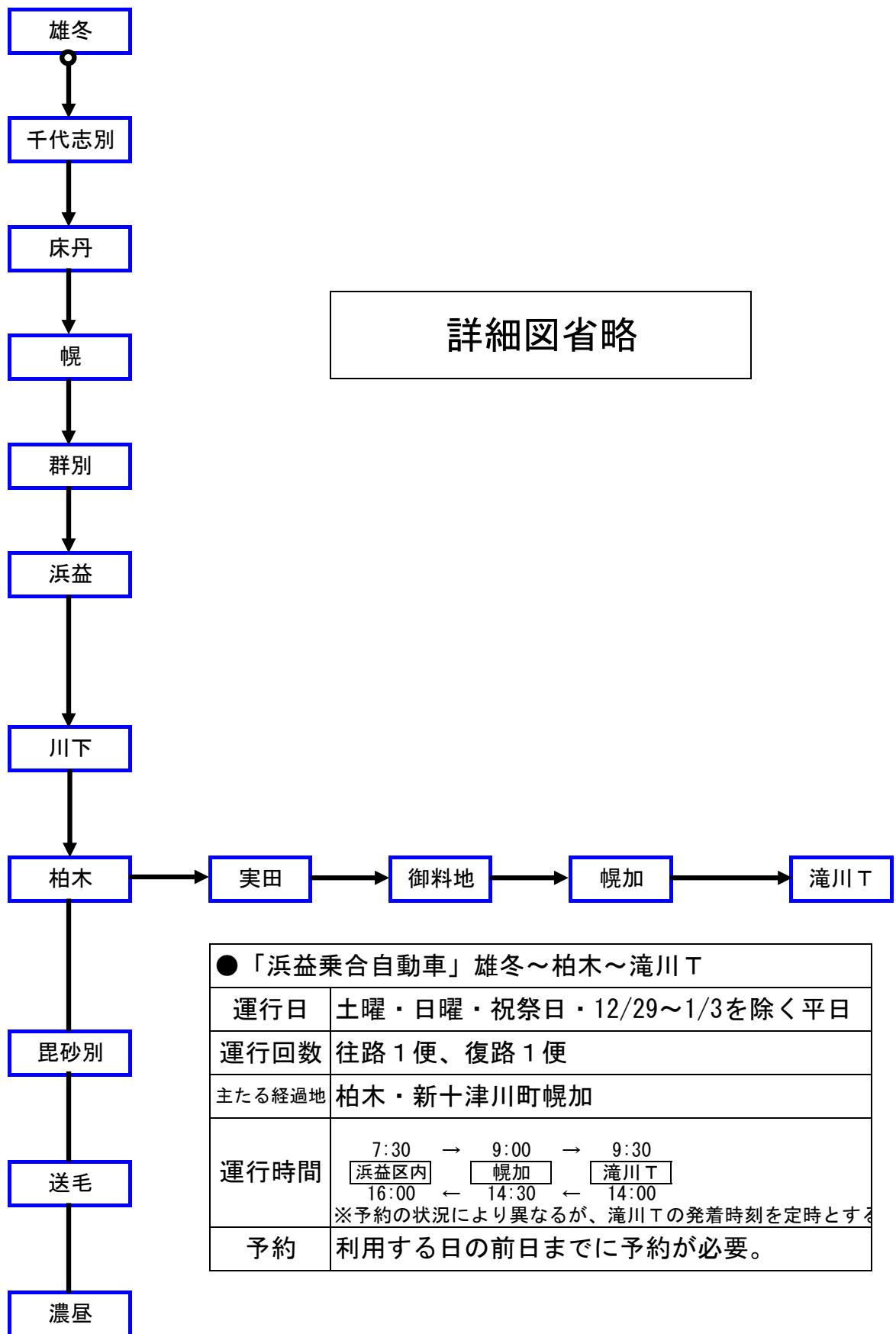
濃屋



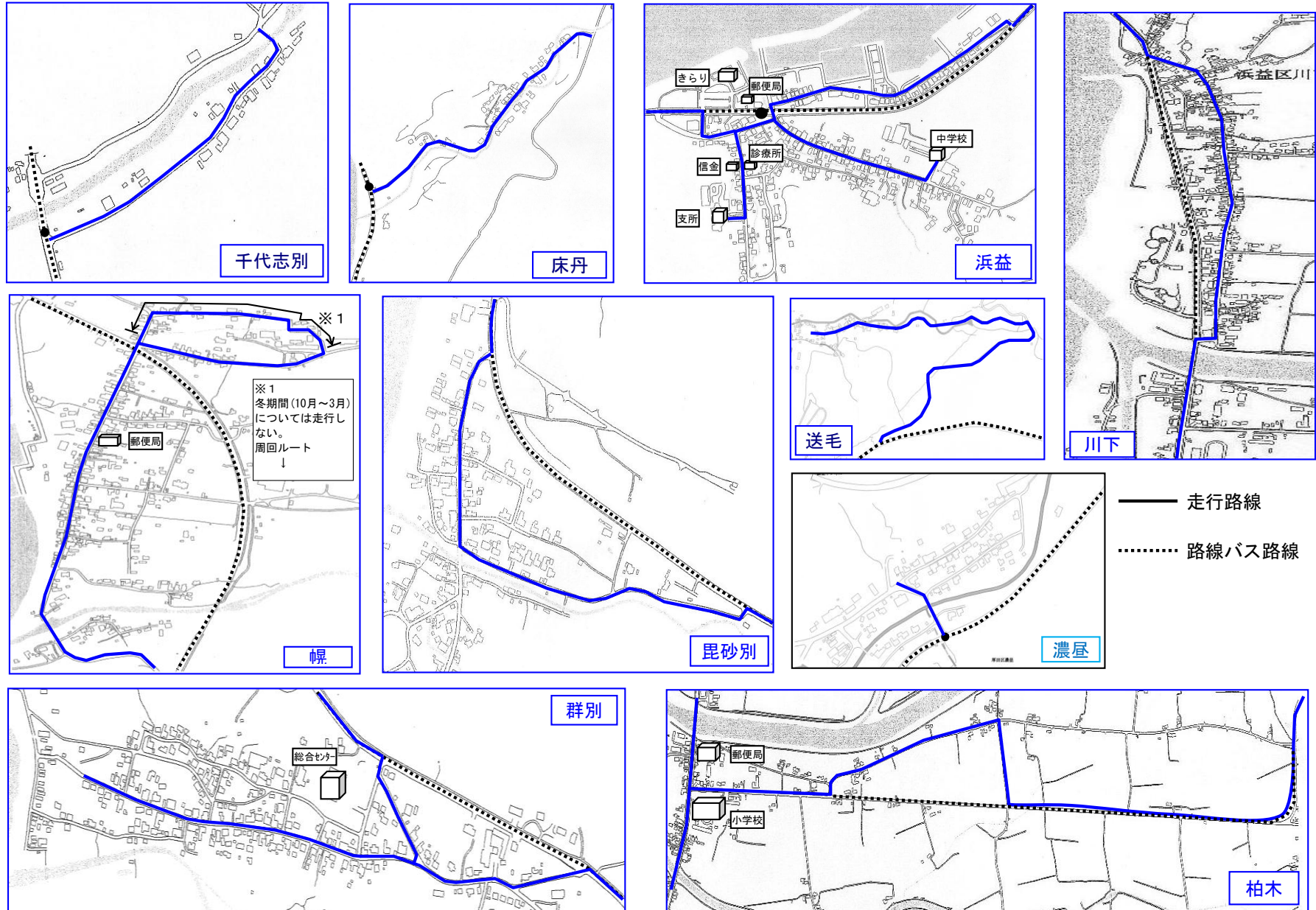
●「浜益便（東）」滝の沢～浜益支所～浜益温泉

運行日	祝祭日・12/30～1/5を除く「水曜日」																				
運行回数	往路1便、復路1便																				
主たる経過地	浜益支所																				
運行時間	<table><tr><td>9:00</td><td>→</td><td>9:25</td><td>→</td><td>9:37</td></tr><tr><td> 滝の沢 </td><td></td><td> 浜益温泉 </td><td></td><td> 浜益支所 </td></tr><tr><td>11:58</td><td>←</td><td>11:45</td><td>←</td><td>11:32</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>11:20</td></tr></table>	9:00	→	9:25	→	9:37	滝の沢		浜益温泉		浜益支所	11:58	←	11:45	←	11:32					11:20
9:00	→	9:25	→	9:37																	
滝の沢		浜益温泉		浜益支所																	
11:58	←	11:45	←	11:32																	
				11:20																	

⑪系統調書（浜益乗合自動車）



浜益スクールバス 各地区走行路線詳細図



自動車の運行管理体制等

1. 事業の運営状況（該当する事項の口に✓を記入。）

☐ 自主運行
 ☒ 委託運行 → 委託先名 (株)新厚商事
 委託先名 北海道東急ビルマネジメント(株)
 委託先名 北星交通(株)

2. 運転者の数 市町村が確保している数 名
 委託先が確保している数 17名

3. 運行管理及び整備管理並びに事故対応の責任者（該当する事項の口に✓を記入。）

【厚田支所】

運行管理の責任者名：(株)新厚商事 澤田純一 【☒委託先職員】
 整備管理の責任者名：(株)新厚商事 澤田純一 【☒委託先職員】
 事故対応の責任者名：(株)新厚商事 澤田純一 【☒委託先職員】

【浜益支所】

運行管理の責任者名：北海道東急ビルマネジメント(株) 澤田 哲 【☒委託先職員】
 整備管理の責任者名：北海道東急ビルマネジメント(株) 澤田 哲 【☒委託先職員】
 事故対応の責任者名：北海道東急ビルマネジメント(株) 澤田 哲 【☒委託先職員】
 運行管理の責任者名：北星交通(株) 桶谷弘司 【☒委託先職員】
 整備管理の責任者名：北星交通(株) 山本和敏 【☒委託先職員】
 事故対応の責任者名：北星交通(株) 桶谷弘司 【☒委託先職員】

3. 運行管理及び整備管理の体制

別 紙

4. 安全な運転のための確認等の体制

確認を行う場所	実施者	日常点検実施場所	日常点検実施者	事務所と車両保管場所間の連絡方法
(株)新厚商事	澤田純一	厚田支所車庫	木村 諭	連絡方法：携帯電話

確認を行う場所	実施者	日常点検実施場所	日常点検実施者	事務所と車両保管場所間の連絡方法
北海道東急ビルマネジメント(株)	澤田 哲	市借用車庫（幌）	齋藤鐵男 古川正美	連絡方法：携帯電話

確認を行う場所	実施者	日常点検実施場所	日常点検実施者	事務所と車両保管場所間の連絡方法
北星交通(株)	桶谷弘司	浜益支所車庫	松井哲也	連絡方法：携帯電話

5. 事故発生時の連絡体制

別 紙

6. 苦情処理体制（該当する事項の口に✓を記入。）

【厚田支所】

苦情処理の責任者名：市民福祉課長 熊谷隆介 【■市町村職員】

苦情処理の担当者名：市民福祉課 山口朝也 【■市町村職員】

（委託会社）

苦情処理の責任者名：(株)新厚商事 澤田純一 【■委託会社職員】

苦情処理の担当者名：(株)新厚商事 澤田純一 【■委託会社職員】

【浜益支所】

苦情処理の責任者名：市民福祉課長 開発克久 【■市町村職員】

苦情処理の担当者名：市民福祉課 寺山和孝 【■市町村職員】

（委託会社）

苦情処理の責任者名：北海道東急ビルマネジメント(株) 澤田哲 【■委託会社職員】

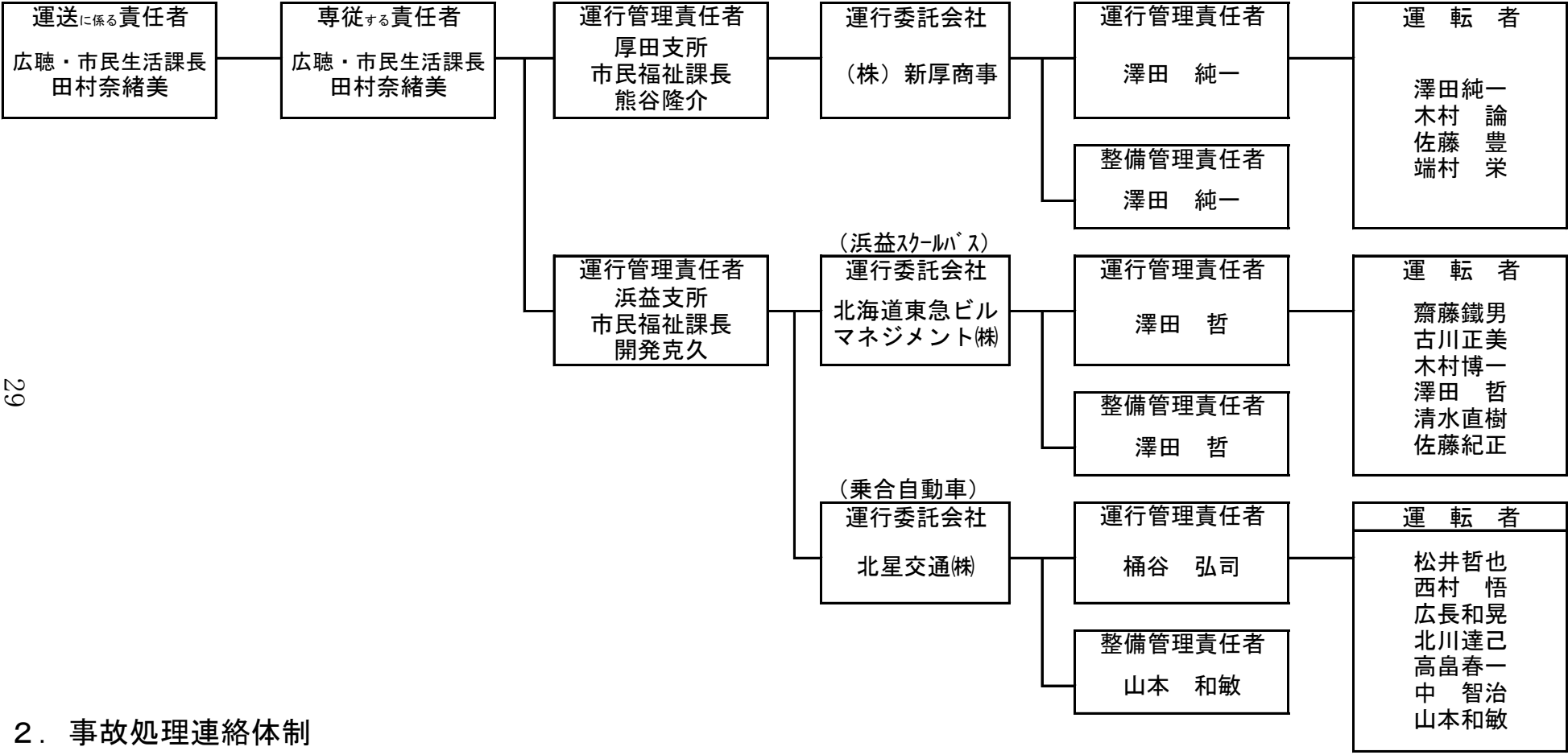
苦情処理の担当者名：北海道東急ビルマネジメント(株) 澤田哲 【■委託会社職員】

苦情処理の責任者名：北星交通(株) 桶谷弘司 【■委託会社職員】

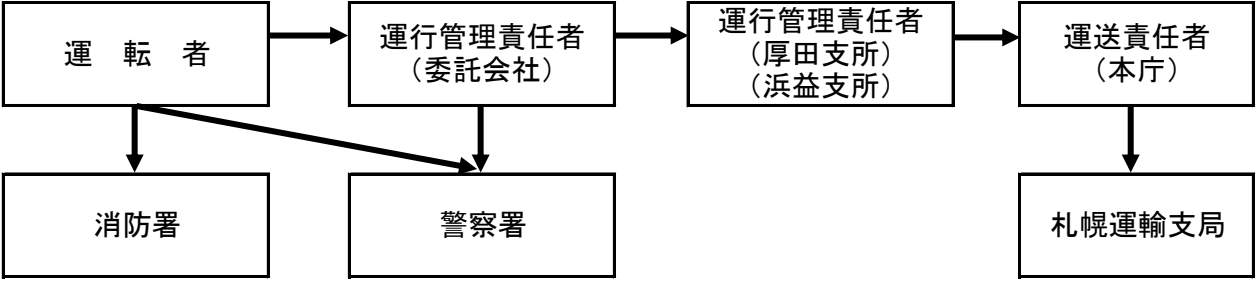
苦情処理の担当者名：北星交通(株) 桶谷弘司 【■委託会社職員】

1. 運行管理・整備管理の体制

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



浜益乗合自動車

第8条 自動車を使用する者は、運賃を納付しなければならない。

- 2 運賃の種類は、普通料金、回数券料金及び定期券料金とする。
- 3 普通料金は、別表第1のとおりとする。
- 4 回数券料金は、別表第2により算定する。
- 5 定期券料金は、別表第3により算定する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

普通料金（片道）

（単位：円）

上段 大人

下段 小人

		滝川市
石狩市浜益区	雄冬	2,000
		1,000
	千代志別及び濃昼	1,900
		950
	床丹及び送毛	1,850
		930
	幌	1,800
		900
	群別	1,700
		850
	浜益及び毘砂別	1,650
		830
新十津川町	川下及び柏木	1,600
		800
	実田	1,450
		730
	御料地	1,350
		680
	幌加	850
		430

備考

- 1 乗客の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 大人 中学生以上の者をいう。
 - (2) 小人 小学生以下の者をいう。
- 2 次に掲げる者の料金は、表の半額（10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げた額）とする。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

別表第2（第8条関係）

回数券料金の算定方法

- 1 1回の使用につき普通料金10回分に相当する額とする。

別表第3（第8条関係）

定期券料金の算定方法

- 1 か月定期券料金＝片道普通料金×2×20×（60／100）

発足スクールバス・浜益スクールバス有償利用

別表第1（第4条関係）

普通利用料（片道）

（単位：円）

上段 一般

下段 児童・生徒等

運行区間及び区域	金額
石狩市厚田区厚田～石狩市厚田区発足及び石狩市浜益区域	200
	無料

備考

1 乗客の区分は、次のとおりとする。

（1）一般 次号以外の者をいう。

（2）児童・生徒等 中学生以下の者をいう。

2 次に掲げる者の料金は、表の半額とする。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

（2）厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

（3）高等学校の通学に利用する者

別表第2（第4条関係）

回数券利用料の算定方法

17回の使用につき普通利用料15回分に相当する額とする。